

○湯前町就学援助費支給要綱

(平成 20 年 4 月 23 日要綱第 8 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 19 条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し就学に必要な費用（以下「就学援助費」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 法第 17 条第 1 項に規定する学齢児童をいう。
- (2) 生徒 法第 17 条第 2 項に規定する学齢生徒をいう。
- (3) 保護者 法第 16 条に規定する保護者をいう。
- (4) 要保護者 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する者をいう。
- (5) 準要保護者 前号に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で、次のいずれかにか該当するものをいう。

ア 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

(ア) 生活保護法第 26 条又は第 28 条第 4 項又は第 62 条第 3 項の規定による保護の停止又は廃止

(イ) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）295 条第 1 項に基づく市町村民税の非課税又は同法第 323 条に基づく市町村民税の減免

(ウ) 地方税法第 72 条の 62 に基づく個人の事業税の減免

(エ) 地方税法第 367 条に基づく固定資産税の減免

(オ) 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 89 条又は第 90 条の規定による国民年金の保険料の減免

(カ) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 77 条の規定による保険料の減免又は徴収の猶予

(キ) 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 4 条の規定による児童扶養手当の支給

(ク) 世帯更生貸付補助金による貸付

イ ア以外の者で、次のいずれかにか該当する者

(ア) 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者

(イ) 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者

(ウ) P T A 会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者

(オ) 経済的な理由による欠席日数が多い者

(エ) 特別の事情により、学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が悪い者又は学用品、通学用品等に不自由している者等で、保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者

(対象者)

第3条 就学援助費の支給を受けることができる者は、次の要件を満たす者で、要保護者又は準要保護者に該当する者とする。

- (1) 本町に住所を有し、本町の小学校又は中学校に就学する児童又は生徒の保護者であること
- (2) その他、諸事情を勘案し、教育委員会が支給を受けることが適当と認めるもの

(支給)

第4条 湯前町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、要保護者又は準要保護者として認定した者に対し就学援助費を支給する。

2 就学援助費の支給の対象となる経費及び支給額は次のとおりとする。

費目	支給額
学用品費	文部科学省が定める要保護児童生徒援助費補助金補助単価に準ずる
通学用品費	文部科学省が定める要保護児童生徒援助費補助金補助単価に準ずる
校外活動費（宿泊を伴わないもの）	文部科学省が定める要保護児童生徒援助費補助金補助単価に準ずる
新入学児童生徒学用品費等	文部科学省が定める要保護児童生徒援助費補助金補助単価に準ずる
修学旅行費	実費額
学校給食費	実費額
医療費	学校保健法施行令第7条に定める疾病に係る医療費の実費額

(申請)

第5条 就学援助費の支給を受けようとする者は、就学援助申請書（様式第1号）に教育委員会が別に定める書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、教育委員会が指定する日までに行わなければならない。ただし、年度の途中において就学援助費の支給が必要となった保護者については、随時行うことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、就学援助費の支給を受けようとする者が生活保護法第6条第1項に規定する被保護者に該当するときは、第1項の規定による申請を行わなくても、当該申請を行ったものとみなす。

(認定及び決定)

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、速やかに調査及び審査を行い、要保護者又は準要保護者の認定を行い、就学援助費の支給の可否を決定するものとする。この場合において、当該申請に係る児童又は生徒が就学する学校の校長（以下「学校長」という。）及び湯前町児童民生委員（以下「民生委員」という。）の意見を求めることができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定の決定をしたときは、当該申請者及び学校長並びに民生委員に通知するものとし、支給の決定をした場合においては、就学奨励費支給計画通知書（様式第2号）を学校長に通知するものとする。

（支給方法）

第7条 就学援助費は、学用品費、通学用品費及び学校給食費に係るものについては各年度の7月、12月及び3月に、その他のものについてはその都度支給するものとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- 2 就学援助費は、前条の規定による支給の決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）へ学校長を通じて支払うものとする。この場合において、教育委員会は、就学援助費の一時受領について支給決定者から委任状を提出させなければならない。

（支給対象期間）

第8条 就学援助費の支給の対象となる期間は、各年度の4月1日から3月31日までとする。

- 2 教育委員会は、年度の途中において支給の決定をしたときは、当該認定をした日から就学援助費の支給の対象とする。
- 3 教育委員会は、年度の途中において支給の決定を取り消したときは、当該認定を取り消した日までを就学援助費の支給の対象とする。

（報告）

第9条 支給決定者は、申請した内容に変更が生じたとき又は就学援助費の支給を辞退するときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

（認定の取消等）

第10条 教育委員会は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該支給の決定を取り消し、就学援助費の支給を停止するものとする。

- (1) 就学援助費の支給を辞退したとき。
 - (2) 第3条に規定する対象者に該当しなくなったとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段により就学援助費の支給を受けたとき。
 - (4) その他教育委員会が特に必要があると認めたとき。
- 2 教育委員会は、前項の規定により支給の決定を取り消し就学援助費の支給を停止したときは、当該支給決定者に通知するものとする。

（返還）

第11条 教育委員会は、前条の規定により支給の決定を取り消し就学援助費の支給を停止したときは、既に支給した就学援助費の一部又は全部を返還させることができる。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、就学援助費の支給に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成20年度支給分から適用する。